

令和2年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第3号)

(輝くふるさと常任委員会)

令和2年12月8日 (火)

午前 10 時 開 議

【 開 会 】

【 会議録署名委員の指名 】 |

日程第1 会議録署名委員の指名

【 議案第45号～第66号・同意第7号審査 】

日程第4 議案第45号 令和2年度葛巻町一般会計補正予算 (第6号) |

日程第5 議案第46号 令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算 (第2号) 16

日程第6 議案第47号 令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予
算 (第1号) 17

日程第7 議案第48号 令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第1号) 17

日程第8 議案第49号 令和2年度葛巻町水道事業会計補正予算 (第1号) 20

日程第9 議案第50号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例 20

日程第10 議案第51号 葛巻町税外徴収等に関する条例及び葛巻町後期高齢者
医療に関する条例の一部を改正する条例 21

日程第11 議案第52号 葛巻町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例 21

日程第12 議案第53号 葛巻町酪農ヘルパー住宅条例 22

日程第13	議案第54号	道の駅レストラン建設工事の請負契約の締結に関し議 決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	24
日程第14	議案第55号	町道葛巻浦子内線大橋上部工工事の請負契約の締結に 関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	24
日程第15	議案第56号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（葛巻町地域情報通信基盤施設）・・・・・・・・	25
日程第16	議案第57号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（葛巻町コミュニティ防災センター）・・・・・・・・	25
日程第17	議案第58号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（くずまき斎苑）・・・・・・・・・・・・・・・・	25
日程第18	議案第59号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（葛巻町社会体育館、総合運動公園）・・・・・・・・	26
日程第19	議案第60号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（町立コミュニティセンター等）・・・・・・・・	26
日程第20	議案第61号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（養護老人ホーム葛葉荘）・・・・・・・・	26
日程第21	議案第62号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（ふれあい宿舎グリーンテージ）・・・・・・・・	27
日程第22	議案第63号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（くずまき交流館プラトー、くずまきミル ク公園、ミルクハウスくずまき、くずまき高原体験交流 センター、葛巻町森林公園）・・・・・・・・・・・・・・・・	28
日程第23	議案第64号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（葛巻町山地酪農研修センター）・・・・・・・・	28
日程第24	議案第65号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて（グリーンパーク袖山ハウス、馬淵川源 流公園）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

- 日程第25 議案第66号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて（森の館ウッディ）・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 日程第26 同意第7号 教育長の任命に関し同意を求めることについて・・・・・・・・ 29

令和2年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第3号) 輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和2年11月26日(木)			
再開年月日	令和2年12月4日(金)			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	令和2年12月8日(火) 開議10時00分 散会11時55分			
委員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	下屋敷 幸男	○	鈴木 満	○
	遠藤 裕樹	○	姉帯 春治	○
	近藤 聖	○	辰柳 敬一	○
	山崎 邦廣	○	高宮 一明	○
	柴田 勇雄	○	中崎 和久	—
会議録署名委員	遠藤 裕樹		柴田 勇雄	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉	議会事務局長補佐	和野 美歌

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	松浦 利明
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員会長		こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	いらっしや葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	近藤 桂太
	住民会計課長	坂待 典子		

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長から、遠藤裕樹委員及び柴田勇雄委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第45号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

姉帯春治委員

私からは、9ページの16款、立木を売り払った、去年も出たと思いますけども、その中身について説明をお願いします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長 (松浦利明君)

立木売払収入21,638,000円につきましては、上外川の国有林地内ですね、分収林を売却したものでございまして、分収割合8対2の8の部分が収入となったものであります。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

姉帯委員。

姉帯春治委員

おそらく去年も、そういう収入があったはずですが、全体的に面積はどれくらいあるのか、そして、私もずっと議会に世話になっていますけども、去年から、こういうふうな収入のあれで出てきたんですけども、そういう関係については、どういうふうに変ったのか、その辺をお話しながら進めていきたいなと思っています。お願いします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

上外川の国有林の中には合わせて約502ヘクタールですね、分収林がございます。昭和33年から昭和52年の3月までに分収契約に基づいて伐採、植林したものでございます。それで、これまで間伐と、それから、55年、60年経ったものについては主伐ということで進めてきたわけですが、502ヘクタールのうち、間伐につきましては既に260ヘクタール間伐をしているものでございまして、平成19年頃から実施しておりまして、町の収入にもなっているものでございます。これまで、その主伐、皆伐につきましては163ヘクタール、今年分も入れて163ヘクタールくらいと捉えているものでございます。間伐につきましてはですね、これまで12,458,000円ほどの販売金額で、町に入ったのが9,710,000円くらい、それから、主伐につきましては82,000,000円ほどの販売金額で、町に入ったのが63,700,000円ほどになっているものでございます。それで、主伐につきましてはですね、平成26年頃から進めてきましたけども、入札しても業者が取れないという部分もあったりして、進まなかった部分があるのですが、去年あたりから増えてきたということで、昨年の、令和元年度の決算から12月で補正をお願いしたものでございます。それ以前につきましては、僅かながらの収入があったわけですが、それにつきましては3月の議会での補正、収入の補正をお願いしてきたところでございます。なお、分収林につきましては、あと339ヘクタールくらい残っているかなというように、こちらでは捉えておりまして、これまでの主伐の単価、大体の平均が1ヘクタール391,000円くらいになるわけですが、これを339ヘクタールに換算しますと132,540,000円くらいになるものでございまして、今後ですね、令和17年までに順次、この339ヘクタールの分収林の伐採による収入があるものと思われるものでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

上外川の奥だと思えますけれども、私も行って見てきました。造林なっています。あれは、やはり、今、木を伐採したところで、町では何の契約もないということで、向こうに任せて造林されているわけですか。こうして見ると、今の時点では、葛巻にも県行造林、元公社造林でも今は県行造林になっていますけども、そういう面では、おそらく4分6というような形で契約を結んでいるんですけども、これは最高お金になっているなど、そして、または、今そうですけども、そのあたりの造林ということは、地域の方々がかなり仕事もあってよかったんじゃないかなと感じています。やはり、また借りるといことは、なぜ辞めたのか、その理由をお願いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

上外川の国有林につきましては、一旦、主伐、全部切ったところにつきましては森林管理署に戻すということで、町の方で新たに再造林することは行っていないところがございます。その理由についてのお尋ねだと思いますけども、国というか、森林管理署の方でも積極的にお願い、こちらの方に働きかけているところでもございませんし、こちらでも町全体の町有林の面積等を考えてですね、今後は国の方に管理をお願いしていきたいというようなところで進めているところがございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、考え的には全部主伐すると、もう終わりだよということ、あと三百何十町歩、切れれば終わりというような中身で進んでいきますか。そうすると、私が考えるには、今の公社造林だ、県行造林だというのは、おそらく4分6だだと思いますけども、これの分け方はどういうふうな分け方で進めてきたわけですか。かなり、私から見ると率の良い分け方だなと感じていますけども、その点については、もしよかったら教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

国有林の分収割合につきましては、基本7対3ということと、それから、当時の諸々の条件等を緩和して8対2の契約をしているところがあるようで、なかなか8対2と7対3の区分につきましては、森林管理署の方でも詳しく分からないような状況でございましたけども、いずれ当時の契約で、そのような分収割合をしているということであるようでございます。町には町有林もまだまだたくさんありますので、今後、この国有林の部分につきましては、国の方に戻していくということでの対応になっていくかと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

確認しますけども、国有林はあそこ1カ所だけですよね。そして、その五百いくらあるわけで、まず、切ったら終わりということですね。そしたら、まず、それは分かりました。いいです。

あとは、31 ページの13 款の土地購入費の件につきまして、この中身について、どう

いうふうな形で、こういうふうな結果になったのか、お願いします。そして、私も朝行ってみてきましたけども、道路だけなのか、行くと、何と申しますか、駐車場と申しますか、その部分なものか、どこからどこまでか分からないわけですが、その説明をお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。本件につきましては、10月7日並びに11月30日の全員協議会でもご説明申し上げているところでございますが、今般のテレワーク先進地・くずまき構築プロジェクトの中でですね、サテライトオフィスの候補施設ということで、町中心部にあります町有施設旧葛巻幼稚園舎、この周辺用地の土地取得購入費ということで計上させていただいております。10月7日の全員協議会の際には図面もお示ししてございますけれども、旧葛巻幼稚園舎に入る国道281号から建物まで入るまでの用地になるわけですが、具体的に申し上げますと、宅地が5筆、それから、雑種地が1筆、合計6筆で、合計面積としましては約2,600平米となっているものでございます。今般の購入単価の決定につきましては、まず、固定資産税を課税する際の基準となります地価標準価格、こちらによるものでございまして、今回採用しました標準単価については、本年7月1日時点における価格となっているものでございます。地価標準価格につきましては、町が依頼しております不動産鑑定士が鑑定した土地の価格でございまして、実際の土地取引の状況ですとか、近隣の土地の上昇、下落等の状況を踏まえて算出をさせていただいたものでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

281号から入って行くんですけども、その両脇に家が建っています。その道路が全部そうなるのか、または、これがしっかりなったら町道になるのか、その辺も。そして、あとは、さっきも話した、いくらという面積は話しましたが、朝、私が行ったとき、駐車場もかなり広いわけですが、最終的には道路の問題点はないのか、両側の。そして、測ってはみませんけども、ずっと2メートルあるなしの道路で、左側にはU字溝が入っているんですけども、その点については、どういうふうな考えでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。委員おっしゃいますとおり、国道から進入する通路につきましては、現在は非常に狭い状況でございますので、隣接する建物部分、こちらもですね、解体、撤去をしていただいた上で、間口を広げた上で、旧幼稚園舎の方につなげていくというふうな考えでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、入って左側を解体するのですか、もっと右側になるわけですか、どちらの方なんでしょうか。私は朝、やっぱり、こういうふうな場で聞くには、行って見てこなければならぬなと思って、朝少し早めに行ってみてきました。そうすると、やはり今課長さんが話したように道路が狭い、確かに、いろんな方法を考えて広くしなければ使い勝手が悪いなどは見てきました。それについては、まず、右側も左側も、何と申しますか、民間が、出入りする人があまりないのかなと見てきましたけども、その点については、どういうふうを考えているのか。利用するには町道として、そして、皆さんが使えるような道路にするのか、その点ひとつお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今回の土地購入に関しましては、相手方、個人の方でございますし、個人情報保護という観点にも抵触する可能性がございますので、詳細につきましては、今後の協議というか、話し合いの中で詳細は決めていきたいと考えてございますので、この場では詳細につきましては、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。ご了承いただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

23ページの6款、2項、1目、林業総務費の23ですか、投資及び出資金、株式会社岩手くずまきワイン株式購入費35,000,000円について、ご説明をお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

こちらにつきましては、株式会社岩手くずまきワインの株式、1株50,000円でございますけども、その50,000円の株式750株を森林組合が所有しているものでございますが、このたび森林組合の方から町に要望がございまして、上部組織の指導において、外部出資の在り方について指導があったということで、町の方からくずまきワインの株式を引き受けていただきたいという要望がございまして、750株のうち700株を町で取得しようというものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

こういうふうな株の譲渡で町が買入れるという例は過去にもあったのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。これにつきましては、平成元年に遡りますが、当初でありますけども、町森林組合、それから、畜産開発公社、そして、農協、それから、一般町民ということの中での株を保有していただいたという、スタートがそういう状況になっておるわけではありますが、そういう中で、平成元年に畜産開発公社の株であります、50株を町の方が取得している経緯はございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

分からなくて、すみません。手続き上の問題はないのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。株式の手続き上といいますと、これは買い手と売り手といいますか、この中での協議の中で、上場株の部分につきましては株式市場で価格決定をしながら取り引きをされているということになるわけではありますが、それ以外の株については、売り手と買い手の中での協議の中で進められるというのが一般的であると、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

一応分かりました。ありがとうございました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいまの関連でお伺いをいたしたいと思います。全体で、くずまきワイン株式会社の、どのくらい株式が発行されているのか。それで、今度、葛巻がこれを購入したとすれば、そのうちのどのくらい占めるのか、教えていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

岩手くずまきワインの発行済みの株式総数であります。1,960株でございます。現在、葛巻町が800株でございます。それから、森林組合が750株でございます。それから、農協が50株、それから、一般株が360株、合計で1,960株になりますが、今度、町が700株を追加取得することになりますと、1,500株になりまして、76.5パーセントの所有となるものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。当初、古い話になるわけですが、この株式会社を立ち上げた際には、町の出資率とかですね、あと、団体の出資率とか、あるいは個人、そういったようなことで、50パーセントを超えてはいけないとか、酒税免許の関係もあったでしょうけども、そういったような面では、現在、そういうふうな規制みたいなのは全部取り払われていることでの今回の購入になったのでしょうか、教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今、柴田委員からお話ありましたように、当初の段階におきましての取得の関係につ

きましては、公共団体が試験醸造の免許を除いて原則50パーセント以下に抑えていただくというような指導があったところであります。逆に言いますと、民間が50パーセント以上取得するというのが当初の段階での税務署等の指導があったものであります。現在では、様々な分野での規制緩和、そして、また、制度の見直し等が進む中で、第3セクターに対する出資率が民間50パーセント以上という考え方や、その指導についても緩和されているところをございまして、実質的に今その制限がないものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、そういったような50パーセント以上の株主になってはいけないというふうな規制は取り払ったというふうな認識でよろしゅうございますか。

それから、次に、このワイン工場で、この株式、これから増資するような考え、そういったような見通しについてはどのようなものでしょうか。そして、また、町で購入する、しなければならぬような事情があるのか、産業振興と併せた考え方でお答えをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

会社の立ち上げ当初よりであります、町ぐるみで新たな地域産業、地域特産品を地域全体で作り上げていくという考え方のもとに、町の産業団体、森林組合、あるいは農協、そして、また、町民という方々からの株式を取得していただいて設立してきた会社であります。今後におきましても、その考えを引き続き、その町民ぐるみで会社を育てていくといたしますか、そういう考え方の中で今後も進めていくという考え方は変わっていないところであります。したがって、今回は岩手くずまきワインの安定的な経営にご支援、ご協力を、それぞれの団体、森林組合も750株のうちの700株を町の方が取得する予定でありますし、JAにつきましても現在50株でございます。そういう団体からも同様に持っていただきながら、株式を持っていただきながら、これまでと同様にご支援、ご協力をいただきながら、この会社をさらに発展させていかなければならないと、このように思っているところでありますし、それから、この町としての、さらに追加して、この株式を購入するという考えは現在ないところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、立ち上げの際にですね、いわゆる町のみ、この100パーセントではなくて、産業団体とか、個人の株主を必要とするというのは、やはり地域から応援していただきたいという狙いが、この50パーセントの中に私は入っているような感じしますので、そういったような部分では株の異動、例えば森林組合で手放しても、次は農協さんもお持ちだというふうなことのございますので、農協さんでも手放したいと言った場合には引き受けざるを得ないのかなというような感じがするわけのございますけども、いずれ地域に支えられたワイン工場であってほしいという願いが、この株式にも表れているような感じがしますので、そういったようなことを十分踏まえた上での措置であればいいなというふうに私は思っているのですが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほど申しあげましたように、このくずまきワインは立ち上がりの段階からであります。正に町ぐるみで産業団体、森林組合、あるいは農協、そして、町民の方々ということで、町の第3セクターとして、町と一緒に第3セクターとして、ここまでご支援いただきながら発展してきたものであります。さらに、今後におきましても、その基本をしっかりと受け止めながら、今後も会社の発展に努めてまいりたいと、このように思っているところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そういうふうな願いも込められての予算計上なのかなとは思いますが、最近のワイン株式会社の配当状況はどのような形になっているのか。この配当がなければ、なかなか増資するといっても大変なような感じしますので、この配当状況についてお伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。会社としての株配当につきましては、手元に今、具体的なといえますか、確認してのことにはなりません。平成10年頃であります。2回ほど、その株式配当をした経緯がございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これも景気に左右されることでしょうけれども、いわゆる魅力あるワイン工場であれば、利益が出れば配当も可能かと思われまじくとも、そのような会社に育てなければ配当もなされないわけだと思しますので、そういったようなことも留意の上、しっかりと、くずまきワイン工場の経営安定のためにやるのが極めて大事ではないのかなということをお願いさせていただきたいと思ひます。

次に、先ほども質疑ありました31 ページの関係でございますが、公有財産の購入費でございますが、今回の財源、公共施設等の整備基金31,500,000円を使っての購入になっているわけでございます。先ほどの説明をお聞きしますと、サテライトオフィスに転換したいというふうな希望があるようでございますが、そうしますと、こういったような財源については、コロナの関連経費でも十分対応できるのではないのかなというふうに思ひますけれども、その辺の関連はどのようなお考えなのか、お伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。このサテライトオフィスを、構想を持ちながら今進めようとしているわけでありまして、その中で、今回のコロナの関係の交付金を充てることのできるのではないかとご質問でございますが、この用地につきましては、その臨時交付金の該当にはならないものでございまして、今後、その施設を改修する、あるいは関連施設として整備しなければならない、そういうもの等々につきましては臨時交付金の該当にいたしますか、対象になるものでありますので、この予算を可決していただいたあとに、その準備を進めまして、3月の補正等々におきまして、その財源を活用しながらあります。その改修費等々を計上してまいりたいと、このように思っておるものであります。つきましては、3月の補正になりますので、繰越事業として、その事業を進めていくということになるものであります。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いわゆる建物の部分であれば該当する、土地の部分は該当しないというふうな理解でよろしいでしょうか。分かりました。こういったようなサテライトオフィス、この間、似たような新聞記事が出ていましたね、種市の記事が。ああいったような感じに受け取ってはおりますけれども、現在このサテライトオフィスの、何ていいますか、問い合わせとか、来たいというふうなお話があれば教えていただきたいと思いますし、また、この

サテライトオフィスの開設時期はどのくらいになるか、教えていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

この施設であります、具体的に、そのサテライトオフィスとして活用する場合に、改修といいますか、整備していく内容を少しお話申し上げますが、フリーWi-Fiを活用できるような、そういう環境を整えるということがひとつでありますし、それから、複合機が整備されるということ、それから、誰でも活用できるワーキングスペースといいますか、そういったふうな確保をするということ、それから、常設のWEB会議等ができるような、そういうもの等も考えているものでありますし、そういう中に個別のブースなどを整備いたしまして、例えば企業間でも商談ができるような形にするとか、あるいは、もうひとつは、町内の高校生等々もいろんな面で、そういう施設を活用しながらできるような環境も整えたいということと、それから、大学生が今いろいろな形の中で町の方においでをいただいているわけですが、正に、そういう大学生の方々からも活用をしてもらえるような、多様性のある活用を図っていききたいと、このように思っておるところであります。

そういう中で、今、活用に向けての何か問い合わせといいますか、あるかということですが、これにつきましては、葛巻との関連のあるといいますか、そういう面ではトヨタグループとの連携協定を結んでおるわけですが、正に今トヨタグループにおきましても、そういう施設の活用について、会社としての検討もいただいているところでもありますし、現在、風力発電施設第2期の風車が10日から稼働するわけでありまして、65,000ほどの岩手県内1規模の大きい施設が町内に稼働するということになるわけですが、そういう関連する会社等とも、町の方針をお話をしながら、その利用について、それぞれの企業からも検討をいただいているというのが今の現段階の状況でございます。以上であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これも、ぜひですね、このように購入、取得する暁には必ず、こういったような部分が有効活用図られるような、今から、そういったような長期的な視点に立った活用方法を考えていただきたいなど、このように思っております。

もう1つだけお聞きいたしたいと思います。29ページと30ページに小中学校費の管理経費として消耗品費が載っております。コロナの関連経費というふうに説明をいただいておりますが、ご承知のとおり県内でも小学校でコロナが発生して、この当該校では大変、非常に危機感を持ったのではないのかなど、このように思っております。葛巻で

も、こういったような危機感はもちろん持っていることと思いますけども、この小中学校に対しての、現在どのような危機感を持って管理、運営しているのか、その状況についてお伺いを、教育長からお願いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

お答えいたします。コロナの対応につきましては、学びの生活様式という文部科学省から出されましたものをもとに、各学校が工夫をしながら学校行事や教育活動を進めてきております。特に保護者や家族の状況と子どもの感染がかなり関わりがあるということ認識しておりましたので、特に家庭との連絡を密にして、検査等の情報などは常に学校に入るよう連絡体制をとり、早い対応をして、学校におけるクラスターの発生等については万全を期して回避しようということで、職員間の連携等も含めて進めているところでございます。あと、子どもについても、自ら3密を避けるとか、あとは消毒、あとは自分たちのマスク着用など、自ら身を守るということの教育についても進めているところでございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

しっかりやっているというようなことだと思いますが、町内からの発生でかなり動揺等も大きなものがあるのではないのかなと推察されますので、その学校運営の、小中学校の管理、運営には万全を期していただきたいということで、あえて質疑をさせていただきました。ありがとうございます。終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

ワイン株について、関連でお伺いをいたします。おそらく当初、森林組合に株を持っていただくということは、いわゆる組合員、町民に対しても、そういった意味があって森林組合に持っていたものというふうには私は思いますが、そういった中で、今回買い入れをすると、もし組合にも株式の権利があるとすれば、こういうふう簡単に売ります、はい、買い取りますでいいのか、あるいは総会等にきちっとかけて、今回ワイン株は売却したいというような、あれが必要はないのか、これは、やっぱり行政として指導する立場があると思いますので、その辺については何ら問題がない、今回議決をされても、あとで、いろいろ問題がないのか、これは、もう行政として、売ります、はい、

買いますで済むものなのか、その点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。この件につきましては、先ほど担当課長の方から答弁いたしましたように、森林組合の方からの申し出を受けて、町が必要性をしっかりと確認といいますが、うちの方としての内部の、そういう必要性をしっかりと捉えまして、この株を町が取得するというような経緯に至ったものでありまして、その組合の手続き等々につきましては、私の方では、この申し入れを受けた時点で問題はないと、このように思っているところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

21 ページ、4 款、病院費のところ、新型コロナウイルスの感染症対策の事業費でございますけれども、これは加湿器等の備品等の購入費ということでございますけれども、具体的に中身を詳しく教えていただきたいなと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

ただいまの質問にお答えいたします。葛巻病院の方で整備します新型コロナウイルス感染症対策ということで、加湿器付空気清浄機 15 台、あと、空気清浄機の整備 34 台に対する補助金になっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

聞くところによりますと、現在、医療用のマスクとか、あるいは発熱者外来の防護服等が不足しているというようなことを聞いておりますけれども、病院内部において、これらの備蓄状況はいかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お答えいたします。マスク等につきましては在庫等、今のところは国等からの支給等もありまして十分足りているような状況でございます。ただし、手指消毒液等につきましては、まだ若干入りづらいような状況でございますが、現在の診療に関しまして支障等をきたしているような状況ではございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

現在、役場に入って、各課でも熱を計るわけでございますけども、会社なんかでは、もう来訪者に関しましては、自動的に多くの方々の熱を計測するような設備をしているところがあるわけでございますけども、役場においては、そういう設備を設けるという考えはないのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今般上程させていただいております11ページになりますが、庁舎・庁用車管理経費965,000円の中の内、備品購入費の中で、•の2点目でございますが、体温測定器290,000円を計上させていただいております。これは、委員おっしゃるとおり、例えば玄関に置いてですね、スマートフォン型のお顔が写るような機械があるのですが、そちらを3台、今回購入する予定となっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

分かりました。次に24ページ、商工費なんですけども、補助金1,700,000円、これは設備導入支援事業費ということで計上されておりますけども、この中身について教えていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまのご質問について、お答えいたします。この補助金につきましては、商店等

設備導入ということで、内容につきましては、町内の商店等が設備導入及び店舗改修を行うものについて補助金を支給しているもので、今年度予定していた額より申請が今増えておりまして、その分につきましては、例えば設備、いろんな商店等で使う機械等ですか、あと、店舗改修の申請が多く今来ておりまして、その分ということで補正を取ったものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

そうすると、これは不足分の、増加分ということでよろしいですか。申請が多かったんで、その不足分を補うための予算ということですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

今年度、現在におきまして11件の交付をしております。そのほかに現在4件ほどですね、申請がありまして、その分の不足額が生じる部分で、それを補正したものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

分かりました。現在、このコロナの被害ということで、商工費、商工関係者かなり被害を受けておるとお思いますけども、そのほかに、今後、いわゆる商工関係に於ける支援というか、この年末年始にかけて、かなり厳しい状況があると思っておりますけども、追加の支援とかというものは考えていらっしやるか、その辺もお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまご質問のあった件でございますが、このコロナ発生以来、5月、7月、9月と、約6つの事業を今、商工会あるいは町内の経済対策としてやってきております。現在継続中の支援等もございまして、商工会とも密に連絡を取りながら、その状況を伺っているところでございます。この動向を見ながら、今後ですね、対策等につきましてもピンポイントで、その必要な部分に対してやっていくということの状況を把握するよう

努めてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

分かりました。特に、この年末、大変な状況が予想されますので、適宜適切に対策をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第45号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第45号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

（休憩時刻 10時57分）

（再開時刻 11時10分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

輝くふるさと常任委員会議案審査、次に、日程第3、議案第46号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第46号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第46号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第47号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第47号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第47号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第48号、令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

3ページと4ページでしょうか、5ページですね、ここに新型コロナウイルス感染症の対応従事者の慰労金が計上されております。これについては、病院職員の慰労金ということで、このように計上になっておりますが、これは、それぞれの病院職員の方々に病院会計から、これによって支出されていくものかどうか、職務別にどのような中身で慰労金が支給されていくのか、これも、だいたい国の方でも、こういったような慰労金を特にというふうなことで配ったような経緯があるようでございますけども、葛巻町の分については、どのような形で支給になるのか、お知らせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お答えします。まず、今回のこの慰労金に関しまして、給付要件といたしまして、医

療機関等で患者との接触を伴い、かつ継続して提供することが必要な業務を行っている医療従事者や職員等とございます。この職員というところにつきましては、派遣職員、あと、委託職員等も含まれます。それで、支給要件等の対象となる期間ですが、令和2年4月16日から令和2年6月30日までの間に10日以上勤務した職員というような要件になっております。当院につきましては、職種別で申しますと、医師が5名、看護師が31名、そして、専門職、薬剤師、検査技師、リハ職、あとは管理栄養士、レントゲン技師等ございますが、専門職9名となっております。そのほか、事務職が17名、あとは委託等の職員30名ということで、計92名分の支給となっております。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

人数は分かりました。職種ごとに、どのような慰労金が配分されているのか、中身をお知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お答えします。まず、支給区分につきましては3区分に分かれております。まず、ひとつが、県から役割を設定された医療機関ということで、この役割を設定された医療機関というのが、具体的には感染症指定医療機関、あとは既設外来の医療機関、あとは外来検査センターのような医療機関になりますが、これらの医療機関に先ほどの給付要件を満たして勤務した職員につきましては、プラス、この医療機関で実際にコロナウイルスの感染症の診療を行った場合ですが、給付要件が200,000円となっております。次に、このコロナの医療機関で、実際には、そのコロナウイルスを取り扱わなかった、診療しなかったというのは100,000円となっております。そして、その他の医療機関ということで50,000円ということで、おそらく、ここが、うちの病院の該当するところになっているかと思えます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、こういったような慰労金については、いつ支給する予定でしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

支給に関しましては、今回予算計上させていただきました。議決次第、1月、予定では1月になるかと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

なぜ1月になるのか分かりませんが、議決さえすれば、すぐ支給できるのではないのかなど、病院の職員の方々には非常に、本当にご苦勞様というふうに敬意を表しているわけがございますけども、1日も早い支給が必要ではないのかなどと思いますので、そういったような優しい対応も必要ではないのかなど、このように思いますが、もう一度お答えいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

できるだけ早急に支給させていただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ぜひ、そのような、管理者として、こういったような部分については、ご慰勞を申し上げながら慰勞金が支払われるべきだと、このように考えますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。なお、こういったような支給に係る、この金額に所得税も、この対象になるのでしょうか、お知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

この慰勞金につきましては、所得税等の対象にはなりません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第48号、令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第48号、令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第49号、令和2年度葛巻町水道事業会計補正予算(第1号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第49号、令和2年度葛巻町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第49号、令和2年度葛巻町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第50号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の町税条例の一部改正は、国保税の軽減対象、所得基準額の見直しのございますが、7割減、5割減、2割減、それぞれあるわけですけれども、こういったような今回の条例改正による、この影響を受ける対象世帯、あるいは人数でしょうか、これをお知らせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

ただいまの質問の方にお答えしたいと思います。今回の条例改正なんですけれども、来年、令和3年1月1日から施行されるものでございまして、対象となる世帯につきましては、来年2月から3月の申告等の内容を含めて反映することになりますが、元年所得を基にした対象世帯を換算いたしまして、7割軽減世帯がおよそ351世帯、5割軽減世帯が115世帯、そして、2割軽減世帯が565世帯になります。実際は来年の所得等を見てとなりますが、一応、参考までにお答えいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第50号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第50号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第51号、葛巻町税外徴収等に関する条例及び葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第51号、葛巻町税外徴収等に関する条例及び葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第51号、葛巻町税外徴収等に関する条例及び葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第52号、葛巻町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第52号、葛巻町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第52号、葛巻町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第53号、葛巻町酪農ヘルパー住宅条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

第3条で管理の関係をうたっておりますが、町長が指定するものに行わせるということで、指定管理者制度の導入というふうなことでございますが、この指定管理者はどのような形での指定管理を考えているのか、お知らせいただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

当該住宅につきましては、新しいわて農業協同組合及び葛巻町酪農ヘルパー利用組合からの要望に基づいて建設した経緯がございますので、今後、指定管理につきましては、新しいわて農協を予定しているところでございます。なお、条例の設置後に応募の手続き等を行いまして、3月の議会での議決をお願いする予定になっているものでございますので、よろしくお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

要望先の方に指定管理をやっていただきたいという願ひがあるようですね。もう一つ、第9条では免除規定をうたっておりますが、これが、この免除されるケースはどのような場合なのか、全部あるいは一部、このような形になっておりますが、この免除規定のされる場合はどのようなケースか、お知らせいただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

住宅の利用料につきましては、月額30,000円以内の範囲でというように設定するものがございます。この利用料の免除につきましては、今後、指定管理等の契約等で定めてまいりたいというように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

契約事項もさることながら、契約する前に、一応、想定されるものとすれば、どのようなものがあるかというふうなことを、お聞きしているわけです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

利用料の免除ということでもありますので、公益上ということでもありますので、具体的にどうのこうのということは現在ありませんけど、例えば災害でございませうとか、いろんな部分で困難が生じた場合、協議をしてまいりたいというように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

このヘルパー住宅条例によって設置されることになるわけですので、これも町内の産業の大きな柱になるものと思っておりますけども、こういったような先進的な取り組みだと思われまますので、有効活用と、それから、ほかにも誇れるような中身での管理をぜひやっていただきたいという願いを込めての、そういったような管理をお願いしたいということでございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第53号、葛巻町酪農ヘルパー住宅条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第53号、葛巻町酪農ヘルパー住宅条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第54号、道の駅レストラン建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第54号、道の駅レストラン建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第54号、道の駅レストラン建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第55号、町道葛巻浦子内線大橋上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第55号、町道葛巻浦子内線大橋上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第55号、町道葛巻浦子内線大橋上部工工事の請負

契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第56号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第56号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第56号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第57号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第57号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第57号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第58号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第58号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第58号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第59号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第59号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第59号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第60号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第60号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第60号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第61号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求め

ることについてを、議題とします。

葛巻町議会総合条例第146条の規定により、除斥となりますので、私、委員長退場いたします。副委員長と交替のため、暫時休憩いたします。

(鈴木委員長退場・山崎副委員長着席)

(休憩時刻 11時40分)

(再開時刻 11時41分)

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

葛巻町議会総合条例第140条第1項の規定により、委員長の職務を行います。

これから、議案第61号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第61号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第61号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで、鈴木満委員長の除斥を解き、入場を求めます。委員長と交替のため、暫時休憩します。

(鈴木委員長入場・山崎副委員長自席へ)

(休憩時刻 11時45分)

(再開時刻 11時46分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第19、議案第62号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第62号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第62号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第63号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第63号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第63号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第64号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第64号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第64号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 22、議案第 65 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第 65 号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第 65 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 65 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 23、議案第 66 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第 66 号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第 66 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 66 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 24、同意第 7 号、教育長の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

ここで、教育長は退席願います。

(高畑教育長 退席)

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありま

せんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第7号を採決します。この採決は、起立によって行います。同意第7号、教育長の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第7号、教育長の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで、教育長は着席願います。

(高畑教育長 着席)

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(閉会時刻 11時55分)